

山口経済学雑誌

第 73 卷 第 5 号

令和 7 年 1 月

論 文

日本における遠隔地就労の元留学生に関する一考察：

インドネシア人修了生の事例から……………朝 水 宗 彦 (1)
ミシエル ラエンドラ

「フグ食の科学」時代とその開扉者，福田得志と谷巖

－昭和中期のフグ食品衛生史－……………古 川 澄 明 (19)

研究ノート

森嶋通夫の経済連関分析（2）－金融政策

……………加 藤 真 也 (59)
小 嶋 寿 史

山 口 大 学 経 済 学 会

定 例 研 究 会（2024年度）

2024年度			
第1回	2024年 11月27日	前田 直哉	両大戦期イギリスにおけるドル選択の歴史的意義の再検討
		肖 森	中国会計制度体系の特徴に関する一考察 －『企業会計準則』と『企業会計規則』の関係性を中心に
		王 慧娟	消費者の買物価値に関する研究 －オムニチャネル時代の消費者行動の解明
		國崎 歩	日台消費者の環境配慮製品の購買要因とSNS普及による観光への影響
		鄒 庭雲	プラットフォームエコノミーの進展と社会法
		朱 穎嬌	人間の尊厳とその先にあるトランスヒューマニズム
		佐藤 佳邦	原子力発電所の運転差止訴訟について －仮処分をめぐる課題を中心に－

研究報告の概要（2024年度）

第 1 回

前田 直哉

両大戦期イギリスにおけるドル選択の歴史的意義の再検討

ポンドは19世紀中葉から基軸通貨として機能していたものの、第一次大戦を契機としてポンドは基軸通貨としての地位を徐々に低下させ、第二次大戦後にはその地位をドルに完全に譲ることになった。ところが、ロンドンは、1950年代に同地を拠点とする金融諸機関がドル取引を本格化させることにより、ユーロ・ダラー市場の拠点として、国際金融センターとしての地位を復

活させた。

ここで問題にしたいのは、ロンドン金融諸機関のユーロ・ダラー取引には何らかの準備段階があったのではないか、さらにはその準備段階にイギリス政策当局が関与していたのではないかということである。実際、イギリスにおいてドルを選択して使用することを最初に始めたのは第一次大戦中のイギリス政策当局であった。イギリス政策当局はロンドン外国為替市場の整備に積極的に関与していたということも一部史料からうかがえる。

そこでこれまで未開拓となっているイギリス現地の一次史料を調査・分析し、イギリスが対ドル取引中心のロンドン外国為替市場を整備する過程を公的・民間レベルの両側面からアプローチして、総合的・複眼的に考察していきたい。

肖 森

中国会計制度体系の特徴に関する一考察

一 「企業会計準則」と「企業会計規則」の関係性を中心に一

現行の中国会計制度においては、2001年以降IFRSへのコンバージェンスを図るために制定された「企業会計準則」および、従来の一連の会計規則をもとに制定された「企業会計規則」が併用されている。両者は、会計制度法規体系の中で会計法のもと、同列の法規として位置づけられている。なぜ中国国内で、「企業会計準則」が推奨されると同時に、「企業会計規則」が併用されているのであろうか。

本報告では、「企業会計準則」と「企業会計規則」の特徴や役割を考察し、両者の関係性を明らかにした。「企業会計準則」は、IFRSとコンバージェンスする一方で、情報提供機能とともに利害調整機能もその目的とし、公正価値の適用範囲、原価モデルが一部適用など、IFRSとの間に実質的な差異が依然として存在している。「企業会計規則」は、IFRSの会計思考とは対照的に、会計計算は期間損益計算を行うことであるとして、それを支えるために、取得原主義、費用収益対応の原則が規定されている。

したがって、両者は異質のものにはなりえず、配合的に期間損益計算、取得原価主義、費用収益対応の原則といった諸概念を取り入れている。すなわち、中国会計制度の根底には、依然として取得原価主義、期間損益計算を重視する考え方が存在しているのである。

王 慧娟

消費者の買物価値に関する研究

ーオムニチャネル時代の消費者行動の解明ー

本報告では、小売企業が提供する買物価値に着目し、その構造と形成メカニズムを解明するとともに、顧客満足やロイヤルティとの関連性を探究し、オムニチャネル環境下での買物価値のあり方を考察するものである。従来の小売研究や消費者行動研究を基盤としながら、消費者視点から買物価値を再定義し、小売成果に影響を与える要因を特定することで、学術的および実務的な示唆を提供することを目的とした。

具体的には、3つの実証研究を行った。第1に、リアルチャネルにおける買物価値の形成メカニズムを解明し、その構成次元、先行要因としての店舗イメージ、結果要因としての顧客満足やロイヤルティを明らかにした。第2に、オムニチャネルを展開する小売企業の事例研究を通じて、オムニチャネルにおける買物価値の競争優位性に寄与する機能や仕組みを整理した。第3に、買物価値の構造と特徴を定性調査で明らかにした後、定量調査に基づく尺度開発とロイヤルティとの関係を検討した。

これらの結果に基づき、消費者視点の買物価値形成とその強化の重要性を主張し、オフラインとオンラインが融合する小売環境における実践的なマーケティング施策を提言している。また、個人差要因や状況要因を考慮したモデル構築を今後の課題として示している。

國崎 歩

日台消費者の環境配慮製品の購買要因とSNS普及による観光への影響

近年、深刻化する環境問題への対応の必要性を背景に、世界規模での循環型社会を目指している状況のなかで、消費者行動研究において消費者行動と環境問題の関わりは重要なテーマの一つである。先行研究で環境配慮行動の影響要因として最初に取り上げられたのは、人口統計的要因であったが、その説明力が高くないという理由から、環境配慮行動の規定要因として、人の内面や個性に関する様々な要因を加え、最近の研究では、態度や社会的規範などの消費者の心理的要因が中心となってきた。これまでの日本と台湾の消費者を対象にした調査や報告からは、環境問題や環境保護行動に対する意識は高まっていることは明らかであるが、日本と台湾における消費者の環境配慮製品の購買要因についての先行研究は不足しており、解明されていない。日本と台湾は密接な関係にある近隣国であり、ともに人口が減少傾向にあり、両国のマーケットは相互に関係しながら拡大しており、両国の消費者行動研究の発展のためにも更なる研究の蓄積が必要である。

本報告では、環境配慮製品の購買要因の解明に向けて、新要因の策定とライフスタイルの観点を追加したエコ購買行動要因モデルと仮説を構築し、アンケート調査結果に基づいた定量的な分析により、両国の消費者の特徴を明らかにした。この結果に基づき、日台消費者に向けた環境配慮製品の効果的な国別のマーケティング戦略の提言を行った。

また、SNSの普及は、観光事業者ではない観光客個人が観光情報を発信し、それが新たな観光を誘発するという新たな流れを生み出し、観光とメディアの関係をさらに密接なものとしている。これについて、SNSとの関わりの深いコンテンツツーリズムに着目し、その特性や政府による政策への活用状況から観光において今後SNSが果たす役割についての示唆を得た。

郷 庭雲

プラットフォームエコノミーの進展と労働法

デジタル変革が労働法に大きな影響を与えている。プラットフォームを介した新たな就労形態が増加し、こうしたいわゆるギグ・ワーカーたちへの保護が各国で急務となっている。以前から派遣労働などの形で現れていた「非雇用化」の現象がさらなる進展を遂げようとしているなか、労働者と使用者間の労働契約を前提とする現代労働法は危機に直面している。この変化に応じて、各国でいくつかの対策が試みられている。まず、誰が労働法上保護を受けられるべき労働者かという「労働者性」の判断基準を修正し、ギグ・ワーカーをできるだけ労働法の範囲内に収める。次に、労働者と非労働者の間に「第三カテゴリ」を創設して、一部の労働法規制を適用させる。さらに、日本で制定されるフリーランス保護法のような特別法を制定する。しかしながら、こうした各種の試行錯誤には限界も明らかであり、とりわけ「第三カテゴリ」の創設等を通じた労働法の適用範囲の拡大はかかる混沌化をもたらしている。対症療法的な対策ではなく、自営労働の増加と「非雇用化」現象の複雑化を正面から捉え、労務提供関係の系譜化・類型化をしたうえで、労務提供に関する各種規範の適用の組み合わせの整序を模索していくべきであろう。

朱 穎嬌

人間の尊厳とその先にあるトランスヒューマニズム

本報告は、自律を基軸とした従来の人間の尊厳論ないし人権論を批判し、脆弱性を抱えるありのままの人間について、ケアと共感を基礎に形成された関係論的な人間の尊厳の理論を展開した。こうした人間の尊厳は、人間の精神的存在と身体的存在の不可分性から出発し、有限な存在としての人間の道徳的地位を基礎づけるものとして、ケアの共同人間的な連帯において、個々人が、十分なケアを受けるに値する存在として有している平等な価値への相互承認、という関係概念として構成される。

日本国憲法上、個人の人格的生存のための諸権利とともに、個人の自律性や自己決定と関係なく、より根底的な人間の尊厳原理に基づいた人間的実存に関する権利も保障されると考えられる。このような人権保障の考えから、従来の個人主義的な自律観は見直されるべきであり、関係的存在としての弱い個人のための外部的介入を認める「関係的自律」がオルタナティブとして提唱される。関係的自律の構想においては、テクノロジーによる人間の状況の改善・向上も想定されるので、トランスヒューマニズムの思想と共通するところがある。トランスヒューマニズムで主張されたヒューマンエンハンスメントが、これまでの人権論にどのような影響を与えるのか、人間の身体改造・改変に関する新しい憲法的問題が現れている。

佐藤 佳邦

原子力発電所の運転差止訴訟について

一仮処分をめぐる問題を中心に一

原子力発電所の運転差止めを求める仮処分（民事保全）の申立てが各地で相次いでおり、実際に差止めを命じた裁判例もある。本報告は、それらをめぐる以下の問題を指摘した。

第一に、差止仮処分が異議審・抗告審や本案で取り消された場合でも、運転停止による損害を債務者（原子力事業者）が回復することは、債権者（通常、発電所の周辺住民）の資力に鑑みれば、およそ期待できない。本報告は、債務者の上記損害は民事保全の要件たる「保全の必要性」で考慮されるべきで、それ単独で申立却下の根拠となり得ることを論じた。

第二に、原子力差止仮処分では、両当事者が裁判所の判断を受け容れて事案が最終的に解決することは期待できない。そして仮処分決定には既判力がないため、却下決定後に同一の発電所に対して同趣旨の申立てが繰り返えされている。これにより債務者の応訴負担が無視できなくなっている。本報告では訴訟経済・信義則などの観点から、一定の場合には再申立てを制限すべきことを論じた。

最後に以上から、原子力発電所の運転差止めの問題は民事保全（仮処分）には馴染まず、ゆえに、本案訴訟や行政訴訟によるべきことを述べた。

論 文

財・サービス市場と貸付資金市場でGDPと利子率が決定される
マクロ経済モデル……………馬 田 哲 次

オンデマンド方式の授業の受講タイミングについて
……………洪 谷 綾 子

研究ノート

森嶋通夫の経済連関表（3）－労働市場
……………加 藤 真 也
小 嶋 寿 史

森嶋通夫の経済連関分析（1）－財政政策
……………加 藤 真 也
小 嶋 寿 史

~~~~~  
委 員

正 宗      聡・朝 水 宗 彦・宮 井 浩 志・富 田 愛 優

令和7年1月31日

山 口 経 済 学 雑 誌

第73巻 第5号

発行所 山 口 大 学 経 済 学 会

山口市吉田 山口大学経済学部内  
電話 083 (933) 5512

印刷所 有 限 会 社 三 共 印 刷

宇部市大字妻崎開作1953-8  
電話 0836 (44) 4444

THE  
YAMAGUCHI-KEIZAIGAKU ZASSHI

YAMAGUCHI JOURNAL OF ECONOMICS, BUSINESS ADMINISTRATIONS & LAWS

---

Vol.73, No.5

January 2025

---

**Articles**

- A Study on Former International Students Working in Remote Areas in Japan:  
Cases of Indonesian Graduates ..... *ASAMIZU, Munehiko*  
*LAYENDRA, Michell*
- “The Science of Eating Pufferfish” Era, and Its Founders,  
Tokuji Fukuda and Iwao Tani: The History of Food Hygiene  
in the Mid-Showa Period in Japan ..... *FURUKAWA, Sumiaki*

**Note**

- Michio Morishima's Economic Linkage Analysis (2) :  
Monetary Policy ..... *KATO, Shinya*  
*KOJIMA, Hisashi*

---

Published by  
THE ECONOMIC SOCIETY OF YAMAGUCHI UNIVERSITY  
Yamaguchi City, Japan